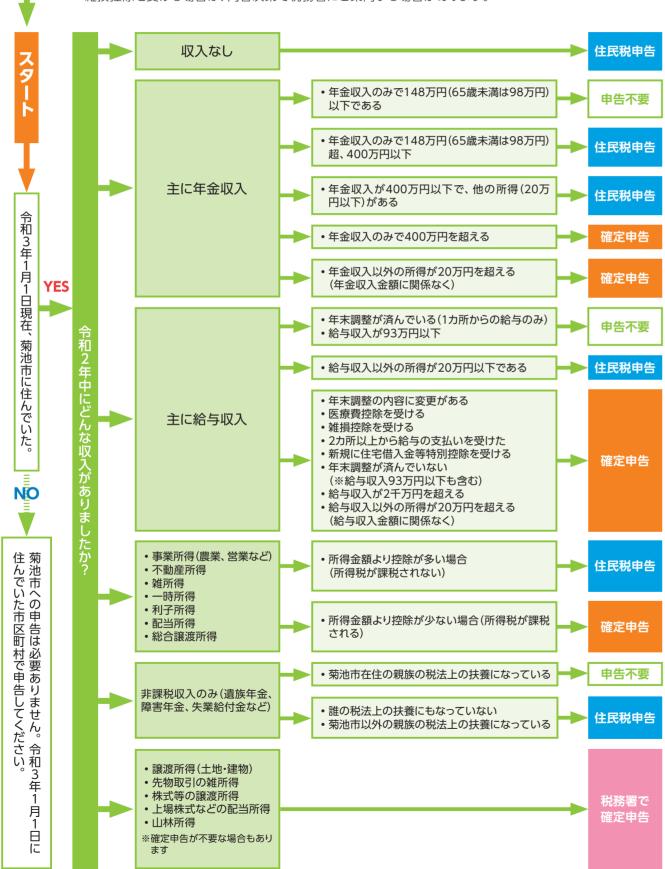
申告フローチャート

- 簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- 年齢は令和3年1月1日現在です。
- 納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- 住宅借入金等特別控除を受ける初年度の人は税務署で確定申告をしてください。
- 雑損控除を受ける場合は、内容次第で税務署にご案内する場合があります。





【受付時間】午前の部:午前8時40分~11時 午後の部:午後1時~4時 【受付会場】本庁、七城公民館*、旭志支所、泗水支所

あった人は、そのでは、これで、年1月1日現在は、これで、年1月1日現在

に次の

所得が 市内に

※七城会場のみ公民館となっています。ご協力をよろしくお願いします

【問い合わせ先】 税務課市民税係 ☎0968(25)7206

の控除を受ける人やほかの収入が▼公的年金受給者で社会保険料など年金のみを受給していた人・遺族年金や障害年金などの非課税 転出している家族の人▼世帯主が本市外へ単身があった人

収入がなかった人など転出している家族の人

STAFF GALL

· 営業、 給与所得者でその他の所得があった人 農業、 不 動産、 配当などの 収 入があっ

▼退職し、再就職していない人(年 ▼退職し、再就職していない人(年 あった人 الر \\" イト -など

の収入がある。

申告が必要な人

できなかったりする場合がありかったり、各種証明書などの発険税の軽減措置の適用が受けら 務署、 になるものです ひとなります。ひ七城・旭志 3 月 16 申告しなかった場合、 |城・旭志・泗水支所での受け付||、住民税申告は本庁税務課およ||月16日巛以降の所得税申告は税 忘れずに申告

ボ民税や 康保 $\tilde{\mathcal{O}}$

受けられな国民健康保 9算出基礎-告は、市) 発行が

内の申告を忘れ 申

告しなくてもよい

務署で所得税の確定申

▼所得が給与所得のみで、事業 ら給与支払報告書が本市に提 れている人(年末調整済の人) れている人(年末調整済の人) みで所得控除 上告をする 事業主か 提出さ

告に必要なもの

トで確認してください左記(13~)の申告フロ

源泉徴収票 (給与、 を証明できる資料 公的年金など)、

震保険、社会保険など)保険料支払証明書(生命保険、 収支内訳書(農業や営業などの事支払証明書 不動産所得がある人) 地

所得控除の確認のため必要な資金額を計算したもの) (障害者手帳など)

医療費控除用明細書

公的医療保険の被保険者証などのドまたは通知カードと運転免許証、本人確認書類(マイナンバーカー (税務署から届

▼その他、申告に必要な資料 ている人のみ) ▼利用者識別番号 (税務署か

症対策に協力をお願いします会場では新型コロナウイルス感染